

関西広域連合構成府県・市政記者クラブ配布

資料提供			
月 日	発表者	問合せ先	
		電話番号	担当者
平成25年 7月5日(金) 15時	関西広域連合 本部事務局総務課	06-4803-5668	次長兼総務課長 村上 元伸 小林 謙作

関西広域連合議会の議員定数見直しに係る規約改正の総務大臣申請について

関西広域連合議会の議員定数の見直しに向けた手続として、構成団体（7府県4市）の各議会における規約変更案の議決が全て完了したことから、7月5日付で総務大臣あて規約改正申請を行いましたのでお知らせします。

〈今回の規約改正（定数見直しの考え方・・・最終的な定数を29人から36人へ）〉

- ① 府県地域の議席配分について、設立時（20人）の2倍を基本
- ② 各府県区域について2人に、下記の人口区分に応じた人数を加える
 - ア 人口250万未満・・・・・・・・・・2人（滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県）
 - イ 人口250万以上500万未満・・・・4人（京都府域）
 - ウ 人口500万以上750万未満・・・・6人（兵庫県域）
 - エ 人口750万以上・・・・・・・・・・8人（大阪府域）
- ③ 政令市を有する府県域内の議席配分は、関係団体で協議
（協議結果 ⇒ 京都市2人、大阪市3人、堺市2人、神戸市2人）
- ④ その上で、特定団体の配分を特例減（下記のア、イにつき各△1人）
 - ア 部分参加（3分野以下）の団体（現時点では鳥取県に△1人を自動適用）
 - イ 構成団体間の均衡または国の地方機関の管轄を考慮する団体
（兵庫県△1人、鳥取県△1人、徳島県△1人）

〈参考〉規約改正の議決状況等

- 5月24日 大阪市会で議決
- 28日 京都市会で議決
- 30日 大阪府議会で議決
- 6月12日 兵庫県議会で議決
- 24日 堺市議会、神戸市会で議決
- 27日 鳥取県議会で議決
- 28日 滋賀県議会、和歌山県議会、徳島県議会で議決
- 7月4日 京都府議会で議決
- 5日 総務大臣許可申請
- 8月上旬 総務大臣許可（※許可まで1ヶ月程度の見込み）